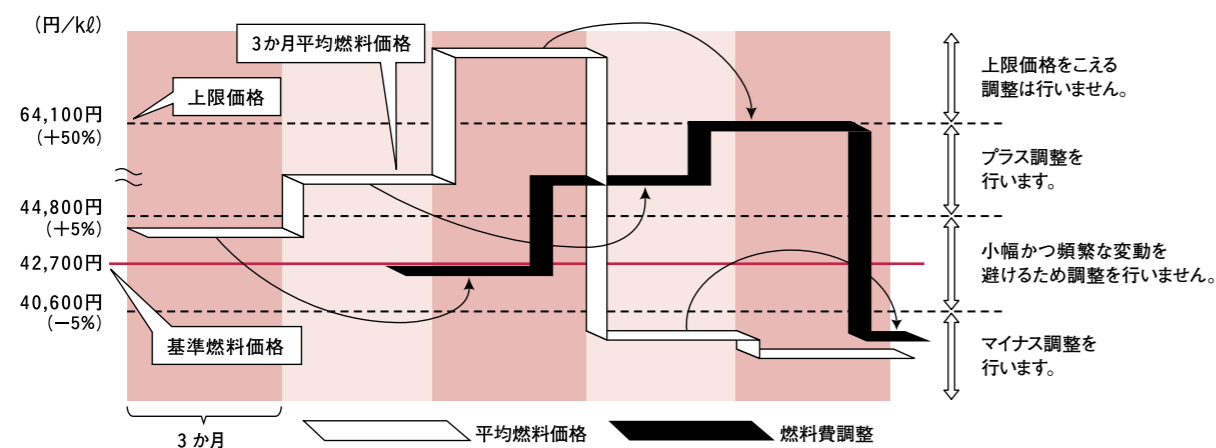


参考：燃料費調整制度とは

燃料費調整制度とは、原油・LNG・石炭の燃料価格の変動に応じて、3か月ごとに自動的に電気料金を調整する制度です。

■燃料費調整制度のイメージ

- 「平均燃料価格」が40,600円から44,800円までの範囲内の場合、調整は行いません。
- 「平均燃料価格」が64,100円をこえた場合、64,100円を上限価格とします。



■燃料費調整単価の算定式

「平均燃料価格」と「基準単価」から当該四半期の燃料費調整単価を計算します。

- 平均燃料価格が44,800円を上回った場合(プラス調整)
燃料費調整単価(銭/kWh) = (平均燃料価格 - 42,700円) × $\frac{\text{基準単価}}{1,000}$
※平均燃料価格が64,100円をこえた場合、64,100円を上限価格とします。 ※燃料費調整単価は、小数点以下第一位で四捨五入します。
- 平均燃料価格が40,600円を下回った場合(マイナス調整)
燃料費調整単価(銭/kWh) = (42,700円 - 平均燃料価格) × $\frac{\text{基準単価}}{1,000}$
※燃料費調整単価は、小数点以下第一位で四捨五入します。

「燃料費調整の特別措置」 の実施について

お問い合わせは…

平成20年10月



このたび当社は、経済産業大臣の認可を受け、平成21年1月分から平成22年3月分までの電気料金における「燃料費調整の特別措置」を実施することといたしました。

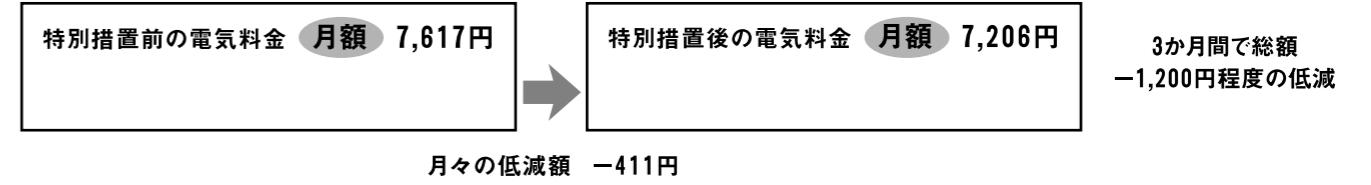
当社は、昨今の厳しい経済情勢の中、経済産業省より、ご家庭など低圧で受電されるお客さまの平成21年1月から3月分の燃料費調整について、安定供給と経営の健全性の確保を前提に、消費者の視点に立った激変緩和措置について前向きに対応するよう要請をいただきました。

このため、当社といたしましては、現在の経済情勢のもとで、公共料金である電気料金がお客さまに与える影響や当社の厳しい収支状況などを総合的に勘案し、ご家庭などのお客さまを対象にした平成21年1月から平成22年3月分の電気料金における燃料費調整について、お客さま負担の平準化を図るための特別措置を実施いたします。

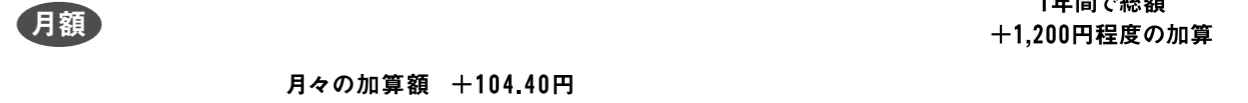
<ご家庭のお客さまにおける標準的な使用モデルの場合>

ご契約内容：従量電灯B・30A、1か月あたりのご使用電力量：290kWh、口座振替のお客さま
※電気料金は、お客さまのご契約内容やご使用電力量、季節などにより異なります。

<平成21年1～3月分のお客さま負担額>



<平成21年4～6月分、7～9月分、10～12月分、平成22年1～3月分のお客さま負担額>



※Xは、現行の燃料費調整制度により算定した燃料費調整額(月額)です。
※平成22年1～3月分のお客さま負担額は、上記の加算額が異なるため、特別措置後の燃料費調整額も異なります。
※実際の低減額・加算額は月々のご使用量に応じて変動するため、低減額の合計が加算額の合計を上回る場合や、下回る場合があります。



※平成21年4～6月分、7～9月分および10～12月分の特別措置単価は、平成21年1～3月分の特別措置単価の低減幅を四分の一にした値といたします(小数点以下第三位四捨五入)。
※平成22年1～3月分の特別措置単価は、平成21年1～3月分の特別措置単価の低減幅から、平成21年4～6月分、7～9月分および10～12月分の特別措置単価の合計を差し引いた値といたします。